

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない者が特例制度(※)により保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設の受講料等の補助を行うものです。

※特例制度の詳細については、下記のリンク先をご覧ください。

こども家庭庁「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例」

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei>

(1)対象者 幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない者

(2)申請者 幼稚園教諭免許状を有する者であり、かつ、保育士資格を有していない本人

(3)支給要件 下記の①～③を満たしていること

- ①当該年度中に指定保育士養成施設で受講を開始していること
- ②指定保育士養成施設での教科目取得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること
- ③保育士証の交付を受け、保育士資格取得支援事業の松山市内の対象施設で1年間以上勤務していること

- 対象施設
- ❖ 保育所
 - ❖ 認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設
 - ❖ 小規模保育事業A型及びB型実施施設
 - ❖ 事業所内保育事業実施施設
 - ❖ 認可外保育施設
 - ❖ 乳児院
 - ❖ 児童養護施設

(4)補助金額 事業対象となる者1人につき、指定保育士養成施設の受講に要した経費の2分の1(上限10万円)

(5)申請の流れ

